

2026年度

日系社会研修員受入事業
研修員募集要項



独立行政法人国際協力機構（JICA）

中南米部

2025年9月

目 次

はじめに	3
1. JICA 日系社会研修員受入事業とは	1
(1) 日系社会研修	1
(2) 日系サポーター	1
(3) 事業対象国	1
(4) 受入時期・期間	1
(5) 応募資格	1
2. 2026 年度研修コース	3
3. 応募～選考、来日準備の流れ	3
4. オリエンテーション	4
(1) 来日前オリエンテーション	4
(2) 来日後オリエンテーション	4
(3) コースオリエンテーション	5
(4) 健康診断	5
5. 宿泊施設	5
6. 経費の支給	6
7. 研修員資格の取り消し	6
8. その他の留意事項	7
9. 研修報告・帰国後の活動計画	7
10. 研修修了証書	7

別表

1. 2026 年度日系社会研修 コースリスト
2. 2026 年度日系社会研修 コース概要
3. 2026 年度日系サポーター コースリスト
4. 2026 年度日系サポーター コース概要

別添

1. 2026 年度応募書類作成について留意点
2. 【応募様式】2026 年度日系社会研修/日系サポーター

はじめに

現在中南米地域の日系人人口は約 308 万人とされています。今日では日系人だけでなく、日系社会の発展に尽力されている方々がいます。JICA の日系社会研修員受入事業とは中南米地域の日系社会への技術協力を通じ、日系社会の発展と移住先国の国造りに貢献することを目的としています。また、2020 年度開始した日系社会研修員受入事業（多文化共生推進／日系協力型）通称「日系サポーター」（以下、日系サポーター）は日本国内の中南米出身者の在住地域における課題解決に取り組む団体において研修を行うものです。

本募集要項は、日系社会研修員受入事業の応募にあたっての手続きや留意事項をまとめたものです。

1. JICA 日系社会研修員受入事業

(1) 日系社会研修

1971 年に移住研修員受入事業として研修が開始され、2018 年からは日系人に限定せず、中南米地域の日系社会と日本との連携に主導的な役割を果たす方々を受け入れています。

各研修分野における日系社会の発展のために主導的な役割を果たす方々を受け入れ、研修先（大学、NGO、民間団体等）で講義や視察を通じて研修を実施します。受講した研修員が帰国後に日本において学んだ技術を各国の日系社会の発展に役立てていただくものです。研修期間は 30 日から最長は 270 日間です。

(2) 日系サポーター

日本における中南米地域出身者は 1990 年に日本の出入国管理法が改正されて以降、増加し 28 万人ともいわれています。しかしながら日本で働く日系人子弟の教育の問題や定住化が進んだ現在は高齢化の課題も顕在化してきました。これらの課題解決に取り組む日本国内の団体（地方自治体、NPO/NGO や学校等）における活動を共にし、実習を中心とした研修を通して、研修受講者自らの日本語能力や専門性（教育、高齢化対策、行政分野等）を高めていただくことを目的とし、2020 年に新設されました。比較的長い期間（数か月間の実習中心とした）研修を行うコースが中心です。

(3) 事業対象国

以下の 12 カ国です。

アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、メキシコ

(4) 受入時期・期間

受入時期は年 5 回、日本到着指定日は以下のとおりです。

2026 年 5 月 13 日(水)、7 月 15 日(水)、10 月 7 日(水)、11 月 11 日(水)、
2027 年 1 月 20 日(水)

受入期間は、来日日から離日日までです。コース毎に定められています。

(5) 応募資格

以下の全ての要件に当てはまる方のみ応募できます。

	資格要件	補足
(ア)	中南米地域の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす意志を有すること。	日系サポーター研修員は右に加えて、日系人や中南米出身の人々が集住する地域が直面す

		る課題解決に貢献する意欲を要すること。
(イ)	国籍が、事業対象国あるいは日本国であること。	
(ウ)	主たる生活基盤が上記 1. (3) の事業対象国にあること。	<u>日本に在住している、あるいは主たる生活基盤が日本にある応募希望者については、出身国が上記 1. (3) の事業対象国であっても対象者とはなりません。</u>
(エ)	JICA 在外事務所及び日系諸団体等の推薦を得られること。	日系サポーターへの応募には「日系団体の推薦書」は不要です。
(オ)	2026 年 4 月 1 日時点で年令が満 21 歳以上であること。	コースによっては対象年齢が指定されている場合があります。
(カ)	高等教育機関卒業以上の学歴を有すること。	コースによっては個別に指定されている場合があります。
(キ)	研修を受けるに十分な日本語力（コースによっては英語力）を有すること。	コースによっては指定されている場合があります。各コース概要の「研修使用言語」を確認してください。 また、ポルトガル語又はスペイン語の通訳が入るコースもあります。その場合、左記は問いません。
(ク)	研修で得た技術や知識を帰国後日系社会に還元する意志を有すること。	
(ケ)	心身ともに健康であること。	妊娠中の研修参加は母体と胎児への健康リスクが懸念されます。保険適用外の医療機関受診は自己負担となります。
(コ)	別表 2 および 4「研修コース概要」に記載された資格要件を満たしていること。	

2. 2026 年度研修コース

2026 年度研修コースは、別表 1 および 3「コースリスト」のとおりです。別表 2 および 4「コース概要」に記載の応募資格要件、研修目標や研修計画を確認の上、質問のある場合は、コースリストに記載の提案団体（研修実施機関）の担当者に問い合わせください。スペイン語またはポルトガル語での対応ができない場合がありますので、日本語または英語で問い合わせをお願いします。

なお、諸般の事情により、応募コースの実施が取りやめとなる場合もありますので、予めご了解ください。

3. 応募～選考、来日準備の流れ

	項目	内容
1	応募	全ての応募書類を JICA 在外事務所が定める応募締切日までに提出してください。
2	選考 (JICA 在外事務所)	JICA 在外事務所にて書類選考・面接を実施し、選考します。
3	選考 (JICA 国内センター および提案団体)	JICA 在外事務所の選考通過者について日本国内で選考を実施し、合格者を決定します。
4	合格通知	原則、JICA 在外事務所から来日予定日の約 2 か月前に通知します。 来日に必要な有効な旅券を所持していない場合は速やかに対応してください。
5	来日準備	査証申請が必要な場合は、来日予定日の約 1 か月～1 か月半前に JICA 在外事務所から渡される書類を持参し、在外公館で査証発給手続きを行ってください。

応募締切日は各国 JICA 事務所により異なります。JICA 事務所のホームページや Facebook に掲載される期日を確認してください。締切日が不明な場合、JICA 事務所へ問い合わせてください。

＜留意事項＞

- (1) JICA 選考通過者について、JICA より日本国外務省に対し、査証発給審査を依頼します。審査結果によっては、研修参加不可となる場合があります。
- (2) 軍籍・軍に関係のある機関に所属されている方の受け入れは、個々の状況を勘案し日本政府により決定されます。
- (3) 就労や長期滞在が可能な別の日本入国査証【特定査証：定住等】を所有している場合、査証の写しを応募書類と一緒に提出の上、事前にその扱いについてご相談ください。
- (4) 合格通知受領後の研修参加辞退は、運営に支障をきたしますので必ず慎重にご検討ください。辞退の可能性が生じた場合は、速やかに JICA 在外事務所まで連絡してください。

4. オリエンテーション

(1) 来日前オリエンテーション

合格者は、来日に先立ち JICA 在外事務所に来日前オリエンテーションを受けます。

(2) 来日後オリエンテーション

来日後、JICA 横浜にて全体開講式および5日間のブリーフィング・オリエンテーションと日本語研修または視察等を受けます。

5日間のスケジュールは以下の予定です。

- ブリーフィング（1日目）
 - a. 各種登録諸手続き
 - b. 諸手当と支給方法の説明
 - c. メディカル・カード、銀行カード、ミール・カードの配布と説明
 - d. 館内案内
- 開講式・オリエンテーション（2日目）
 - a. JICA・日系社会連携について
 - b. 海外移住資料館見学
 - c. 健康診断（受診を指示された者のみ）※詳細は（4）を確認してください。
- オリエンテーション、日本語研修、視察等（3～5日目）
 - a. 日本人の海外移住、中南米における日系社会
 - b. 国内における日系人の現状・課題
 - c. 日本の歴史・政治・経済・文化
 - d. みなとみらい地区見学
 - e. 日本語研修：
日本語能力初級者はクラス別に受講します。対象者はブリーフィング時に伝え

ます。

視察等：日系サポーター研修員と日本語能力が中・上級の日系社会研修員は多文化共生に関係する学校や団体等の視察や講義を受講します。

(3) コースオリエンテーション

合格通知時に JICA 在外事務所を通じて伝えられる「研修日程案」を必ず確認してください。JICA 横浜でのブリーフィング・オリエンテーション後、提案団体（研修実施機関）の所在地へ移動します。移動後、国内センター担当者がコースオリエンテーションおよび生活オリエンテーションを行います。（国内センター担当者情報は「研修日程案」に記載されています。）

(4) 健康診断

以下に該当するコース研修員は、来日後に健康診断を受診します（自己負担はありません）。

- 受入期間が 181 日以上のコース
一般健康診断：問診、身体所見、体重、身長、血圧、血液検査、血液生化学検査、血清学的検査、尿検査（検尿）、大便検査（検便）、胸部レントゲン、検査撮影、心電図
- 受入期間が 91 日以上のコース
胸部レントゲン撮影検査（結核対策）
- 受入期間が 31 日以上で病院等医療機関での実習が行われるコース
胸部レントゲン撮影検査（結核対策）

5. 宿泊施設

研修員は、JICA 国内センターまたは JICA が指定する施設に宿泊します。研修員が宿泊施設の指定や、宿泊予約をすることはできません。

来日直後は、JICA 横浜での来日後オリエンテーションのため、JICA 横浜または JICA が指定する近隣ホテルに宿泊します。

JICA 横浜をはじめ、JICA 国内センター内の部屋には以下の洗面用具を備えています。その他必要なものについては、各自でご準備ください。

- ① フェイスタオル、バスタオル
- ② シャンプー、リンス、ボディーソープ
- ③ 歯ブラシ
- ④ せっけん

JICA 横浜の住所、連絡先は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構 横浜センター（JICA 横浜）

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港 2-3-1

TEL +81-45-663-3251/FAX +81-45-663-3265

6. 経費の支給

JICA は規程に基づき、研修員に次の経費を支給します。以下は 2025 年度の支給額で、2026 年度は金額が変更になることがありますので、ご了承ください。

経費	支給額等
往復航空賃	JICA が指定する日時と経路の航空券（JICA より手配旅行会社へ直接支払い） 出発空港：JICA が指定する居住地最寄りの国際空港
国際空港使用料	実費（帰国時のみ航空券に含まれている）
滞在費	JICA センターに宿泊の場合：2,800 円/日（朝・夕食付き） ホテル等に宿泊の場合：5,000 円/日（朝・夕食なし） （宿泊については、JICA が直接支払い）
療養費等	JICA は研修員に海外旅行傷害保険を付与する。 研修員はメディカル・カード等により療養等のサービスが受けられる。なお、既往症や歯の治療などは対象外。
健康診断料	対象となる研修員に規定項目の健康診断を実施する。
査証更新手数料	実費

7. 研修員資格の取り消し

以下の事項に該当する場合、JICA は研修員資格を取り消すとともに、手当の支給を打ち切り、帰国させることがあります。その場合、（6）および（9）を除き、帰国に要する経費は研修員の自己負担となります。

- （1）日本国の法令に違反したり、社会の秩序を乱す行為（セクシュアル・ハラスメント等を含む）を行った場合
- （2）研修実施機関の諸規則に違反した場合
- （3）JICA の指示や決定に従わない場合
- （4）本人の故意または重大な過失や怠慢等の事由で研修の継続が困難である場合
- （5）本人の都合で研修を中断する場合
- （6）傷病等のために研修の継続が困難になった場合
- （7）申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- （8）宿泊施設である JICA 国内機関の規則に従わない場合
- （9）その他 JICA がやむを得ないと認める事由が生じた場合

8. その他の留意事項

- (1) 出身国の選挙時不在証明書の発給や旅券の有効期限の更新などには、自国の身分証明書が必要なので、該当者は持参してください。
- (2) 研修員は本邦滞在期間中、以下の活動は認められません。
 - (ア) 家族の随伴、同伴、同居
 - (イ) 重大事故予防の観点から、オートバイや自動車の運転
 - (ウ) 政治活動や営利目的の活動
- (3) 研修員は JICA で手配した航空券や宿泊施設の予約変更は出来ません。
- (4) 研修員は本邦滞在期間中、特別な事情がある場合を除き国外に出ることが認められていません。
- (5) 研修員は、研修修了後速やかに JICA が指定する航空便経路で帰国します。滞在の延長は認められません。

9. 研修報告・帰国後の活動計画

研修期間が 91 日以上のコースの研修員は、原則来日後 1 ヶ月目、その後 3 ヶ月毎に「研修中間報告書」を提出します。

全ての研修コースの研修員は、研修最終日に JICA 国内機関または研修実施機関にて「最終報告会」を実施し、研修成果と帰国後の活動計画の発表を行っていただきます。

10. 研修修了証書

予定通り研修を修了した研修員には、JICA 理事長名の研修修了証書 (CERTIFICATE) が授与されます。

以上